

春日井市の

個人情報保護制度

～市民のプライバシー保護のために～

春日井市では、平成 15 年から春日井市個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いに努めています。

この度、高度情報通信社会の進展等に対応し、個人情報の一層の保護を図るため、条例を改正しました。（平成 18 年 4 月施行）

個人情報保護制度とは？

この制度は、市民などのプライバシーを保護するため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の取扱いの基本原則などを定める制度です。

個人情報とは？

個人情報とは、個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものです。

（例）氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容など

制度の目的は？

1 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ることを目的としています。

2 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めることを目的としています。

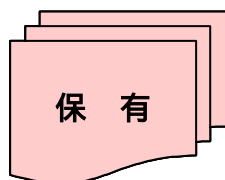
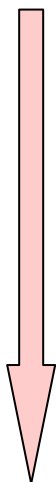
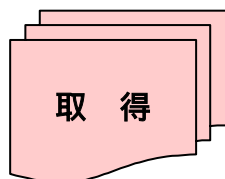
3 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障することを目的としています。



春日井市の取組み

個人情報の流れ



1 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

2 適正な取得

個人情報は、適正で公正な方法で取得します。

3 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

4 利用目的の明示

個人情報は、利用目的を明らかにして取り扱います。

5 思想・信条などに関する情報の取得や制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

6 正確性の確保

市が持っている個人情報が、事実と合致するよう努めます。

7 安全の確保

個人情報の漏えい、き損を防止するため適正な管理に努めます。

8 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供には、一定の制限をします。

9 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

10 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度な情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

11 職員、委託業者及び指定管理者等に対する罰則

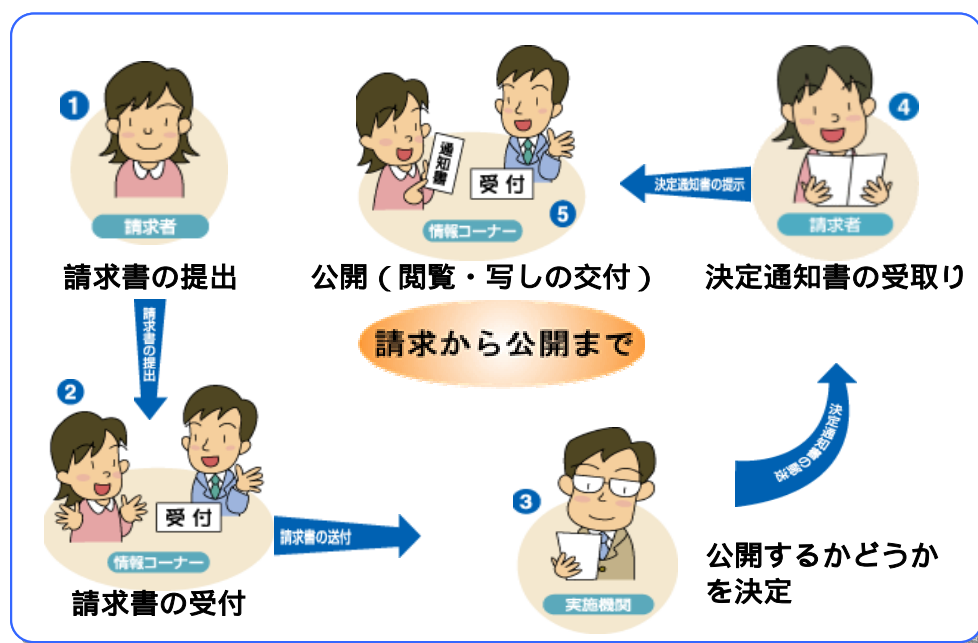
市の職員や市の業務を委託された企業の従業員等が、個人情報を不正な目的で提供、盗用した場合などに、罰則が科せられます。

自分の情報を確認するには？

1 自分の個人情報の開示・訂正・利用停止の請求ができます。

市が保有するご自分の個人情報の開示を請求できます。
個人情報の内容に誤りがある場合には、訂正、追加、削除を請求できます。
個人情報を不適正に取り扱っているときは、利用停止、消去を請求できます。

2 請求から公開までの手続



請求は、春日井市役所2階情報コーナーで受け付けています。

3 公開できない情報

自分の情報は、原則公開されますが、次の情報は公開することができません。

法令秘に関する情報

法令や条例で非公開とされている情報

本人の利益に反する情報

請求者本人や未成年者などの権利利益に反するおそれがある情報

個人に関する情報

自分以外の人々の権利利益を害するおそれがある情報

法人等に関する情報

法人などの正当な権利利益を害するおそれがある情報

公共の安全に関する情報

犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報

審議・検討等に関する情報

審議・検討等の情報で特定の者に利益を与えるなどのおそれがあるもの

事務・事業に関する情報

事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

改正の3つのポイント

市では平成18年4月に条例を改正しました。改正のポイントは以下の3点です。

1 職員、委託業者及び指定管理者等に罰則が科せられます

職員や受託業務・指定管理業務の従事者などが、電算処理の個人情報ファイルを提供した場合や、業務に関して知り得た個人情報を不正な目的で提供・盗用した場合には、2年以下の懲役や100万円以下の罰金などの罰則が科せられます。

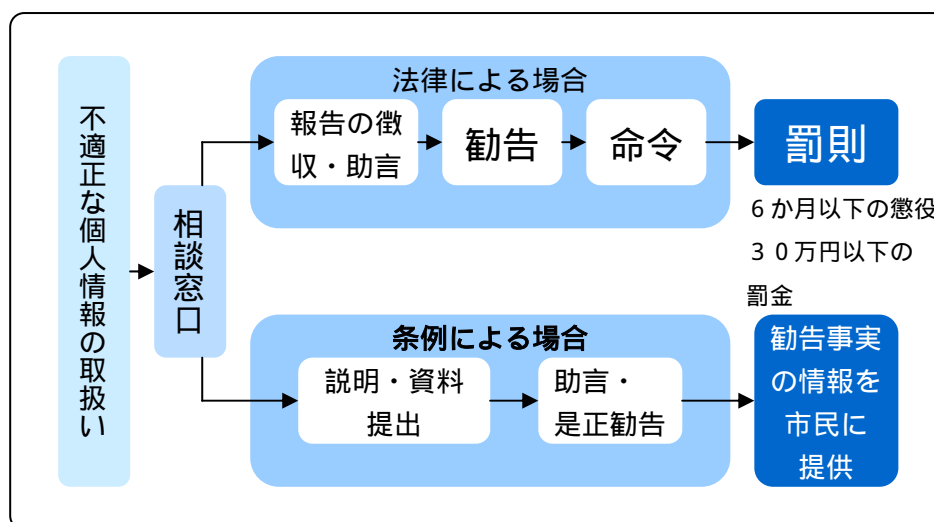
2 指定管理者の義務

指定管理者が公の施設の管理を行うときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じる義務があります。

3 民間事業者への規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

苦情処理の流れ



問い合わせ先



春日井市総務部総務課法規・情報公開グループ
春日井市鳥居松町5-44
電話 0568-85-6129(直通)
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp